

平成19年2月1日
条例第14号

熊本県後期高齢者医療広域連合職員の職員団体のための職員の行為の
制限特例に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第55条の2第6項の規定に基づき、熊本県後期高齢者医療広域連合の職員（以下「職員」という。）が給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる場合について必要な事項を定めることを目的とする。

(行為の制限の特例)

第2条 職員は、次に掲げる場合又は期間に限り、給与を受けながら職員団体のため、その業務を行い、又は活動することができる。

- (1) 法第55条第8項の規定により、適法な交渉を行う場合
- (2) 休日又は休日の代休日（特に勤務を命じられた場合を除く。）並びに年次有給休暇並びに休職の期間

附 則

この条例は、公布の日から施行する。